

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を12万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月26日

A社から支給された申立期間の賞与について、同社からの賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成16年7月分賞与明細書、金融機関から提出された申立人に係る普通預金口座別残高表、A社から提出された賞与支給控除一覧表及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料の控除額から、12万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成22年9月は18万円、同年10月から23年3月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額を22年9月は32万円、同年10月から23年3月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成22年9月1日から23年4月1日まで

「ねんきん定期便」により、A社における勤務期間のうち、平成22年9月から23年8月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与より低く記録されていることが分かった。同社は、当該期間に係る報酬月額の届出に誤りがあったとして、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、当該期間のうち、申立期間の厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金給付に反映されないため、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額は、当初16万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成25年4月17日に、22年9月は18万円、同年10月から23年3月までは30万円に訂正の届出がされたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額

は、当該訂正後の標準報酬月額（平成22年9月は18万円、同年10月から23年3月までは30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、申立人及び当該事業所から提出された給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、当初記録されていた標準報酬月額（16万円）に基づく同保険料よりも高い同保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額について、平成22年9月は32万円、同年10月から23年3月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和38年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで
昭和37年4月1日から平成12年12月31日までA社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにA社から提出された在職証明書及び回答書、並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間及びその前後の期間において同社に継続して勤務していたこと、及び申立期間においては同社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が本件と同じく申立期間の被保険者記録の欠落についての申立てを行っており、当該申立ての調査においてA社から提出された資料により、昭和38年3月16日に同社B事業所が新設され、それに伴い社員の所属部署が変更になったことが確認できることから、申立人及び複数の同僚は申立期間においても勤務地や仕事内容に変更は無く、厚生年金保険料の控除は継続していた旨を供述している。

さらに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について、A社は、「給与は支給していたので、保険料控除はしていたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、オンライン記録によると、A社B事業所は、昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、同保険の適用事業所となっていない。

しかしながら、申立期間当時、A社は法人の事業所であり、オンライン記録により、同社B事業所の厚生年金保険新規適用時には250人を超える従業員がいたことが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社B事業所に係る適用の届出が遅れたために、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日についても昭和38年4月1日となったと思われる旨の回答しており、申立期間において、同社B事業所は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日

年金記録によると、A社本社から支給された賞与のうち、申立期間の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間において、A社本社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書及び預金通帳により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から41年3月まで

申立期間当時、私は学生であり、A県で下宿していたので、私の国民年金の加入手続は、実家の父又は母が行い、国民年金保険料は父が納付してくれていた。私の両親は既に亡くなっているので詳細は不明だが、私が20歳になった昭和36年*月に、実家から私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付するという知らせを受けた記憶があるので、父は私の保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年*月頃に、申立人の父親又は母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号(*)の記号(*)は、59年4月に開設されたB社会保険事務所(当時)の記号である。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格は、平成8年8月28日に昭和36年8月12日まで遡って取得する処理が行われていることが確認できる上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であり、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の両親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年3月までの期間、45年1月から同年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間、同年7月から50年3月までの期間及び同年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から44年3月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで
③ 昭和49年1月から同年3月まで
④ 昭和49年7月から50年3月まで
⑤ 昭和50年7月から52年3月まで

申立期間について、私の国民年金保険料は、当時近所に住んでいた母が母の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。母は国民年金の被保険者期間において保険料の未納は無いので、申立期間の私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付について、申立人の夫の保険料も含めて、全て母親に任せていたとしており、申立人は保険料の納付に直接関与していない上、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立人の申立期間の保険料の納付について確認することができない。

また、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫についても、昭和43年9月から46年9月までの国民年金被保険者期間のうち、申立期間①及び②の保険料は未納となっている。

さらに、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）において、申立期間の国民年金保険料は未納となっており、申立人のオンライン記録及びA市の国民年金保険料の納付記録と符合する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 31 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
③ 昭和 31 年 10 月 1 日から 32 年 6 月 30 日まで

申立期間①は、A市B区に所在したC製菓に、申立期間②は、D町に所在したE運送に、申立期間③は、F市に所在したG商店（昭和 32 年 7 月 18 日からは、H陶器店）に、それぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のC製菓に勤務するに至った経緯に関する具体的な供述及び申立人の姉の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、当該期間中に当該事業所に勤務していたことはいわゆるわかれる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、申立人が勤務したとするC製菓は、A市において厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、申立人及びその姉は、申立期間①当時の事業主及び同僚3人の名前を挙げているが、オンライン記録からは個人を特定できず、これらの者に照会することができないことから、申立人の当該期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について供述及び資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、事業所名簿によると、申立人が勤務したとするE運送は、D町において厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、商業・法人登記簿謄本の記録においても、当該事業所が申立ての地域に所在していたことが確認できない。

また、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、これらの者に照会することができないことから、申立人の申立期間②における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について供述及び資料を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人のG商店に勤務するに至った経緯に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和32年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間③当時は同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、平成6年2月15日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、元年12月3日に解散していることが確認できるとともに、事業主は生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間③における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、唯一生存及び所在が確認できた者に照会したところ、同人は、「G商店は、厚生年金保険に加入するのが遅く、昭和32年8月1日以前は同保険に加入していなかった。」と供述しているとともに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同保険の適用事業所となった日に資格を取得している5人に照会し、4人から回答が得られたところ、このうち一人は、「昭和32年4月1日からG商店に勤務していたが、厚生年金保険にはH陶器店となった同年8月1日から加入したので、それ以前は同保険料を控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。